

広島県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成三十年広島県告示第二百二十四号	
所在地		広島県東広島市高屋町宮領及び同市高屋町郷地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三五）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三四隣）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三五）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三四隣）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三五）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称
入野川右（七三三四隣）	土石流	土砂災害警戒区域	区域の名称